

Contents

- 1 県民協働課からのお知らせ…………… P 1
- 2 協働デスクだより…………… P 2
- 3 消費税率の引き上げと軽減税率…………… P 3
- 4 今年も「寄付月間」がはじまります…………… P 3
- 5 「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」スタート…………… P 4



1 県民協働課からのお知らせ

1 組合等登記令が一部改正されました

組合等登記令の一部を改正する政令（政令第270号。以下「政令」といいます。）が平成30年9月27日に公布、同年10月1日に施行されました。

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号。以下「改正法」といいます。）で新設された貸借対照表の公告義務規定の施行を受け、これまで特定非営利活動法人の登記事項として組合等登記令で規定されていた「資産の総額」の項目を削除したものです。

既になされている登記については、各登記所（法務省所管）において、職権により抹消が行われますので、NPO法人が作業を行う必要はありません。

なお、政令の施行日前に、資産の総額の変更登記が懈怠（「けたい」。怠っていること。）となっているのであれば、施行日後であっても、当該登記懈怠に対する罰則が適用されることとなります。

2 特定貸借対照表の公告はお済みですか

貸借対照表の公告義務を定めた特定非営利活動促進法の規定が、平成30年10月1日から施行されました。これからは、同日以後に作成した貸借対照表を遅滞なく公告しなければなりません。

改正法の経過措置により、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表のうち直近のもの（これを特定貸借対照表といいます。）は、平成30年10月1日に作成したものとみなされていることから、この特定貸借対照表も、遅滞なく公告する必要があります。

貸借対照表は、定款に定める方法により公告することとされています。特定貸借対照表の公告が未済のNPO法人にあつては、定款の規定を確認し、至急、対応してください。

長野県みらいベースで活動資金を集めませんか <https://www.mirai-kikin.or.jp>

長野県みらいベースは寄附型のクラウドファンディングです。

「新しい事業を始める資金を集めたい」「もう少し資金があれば事業を拡大できる」・・・そんな悩みをお持ちのNPO法人の皆様、長野県みらいベースで寄附募集をしませんか。

お問合せ先 認定特定非営利活動法人 長野県みらい基金

【長野事務所】 TEL : 026-217-2220 FAX : 026-217-2221 E-Mail : info@mirai-kikin.or.jp

【松本事務所】 TEL/FAX : 0263-50-5535

2 協働デスクだより



1 県の事業に協働していただけるNPO法人を募集しています

協働コーディネータデスクがNPO法人の皆様と県担当課との連携をコーディネートいたします。
次の取組に協働していただけるNPO法人におかれましては、協働コーディネータデスクまでお気軽にご連絡ください。

協働をお願いしたいNPO法人	事業名	事業の内容・目的	取組みをお願いしたい事項
引きこもりや不登校などの子どもの問題に取り組むNPO法人	困難を抱えた子どもに対する動物介在活動による支援事業	子どもを支援するために動物とのふれあいによる癒し効果を活用した動物介在活動を行います。	県作成のチラシ（A4サイズ2枚）を各NPO法人の開催するイベントで配布してください。

協働コーディネータデスク

県庁東庁舎 1F 県民協働課内

電話：026-235-7190 FAX：026-235-7258

E-mail：cocodesk@pref.nagano.lg.jp

2 シリーズ最終回 NPOの強い味方！「NPO支援センター」を紹介します

塩尻市市民交流センター 『えんぱーく』

所在地：長野県塩尻市大門一番町12番2号

開館時間：午前9時～午後10時

（受付：午前9時～午後7時 土日祝日～午後5時）

休館日：水曜日、年末年始

（図書館及び子育て支援センターの開館時間、休館日は異なります。）

利用対象：どなたでもご利用いただけます。



フリーコミュニティ交流会の様子

● 塩尻市市民交流センター「えんぱーく」とは？

塩尻市市民交流センターは、「知恵の交流を通じた人づくりの場」の実現を目指しています。図書館、子育て・青少年支援、シニア支援、ビジネス支援、市民活動支援の5つの機能が融合した事業を展開しています。市民活動分野では、各団体の情報や人が交流することにより、多様なまちづくりのアイデアが生まれ、それを実現するための様々な支援をしていく機能を担っています。

● 「しおじりまちづくりフェスティバル」が開催されました。

市民や団体が一緒に地域を盛り上げていく「しおじりまちづくりフェスティバル」が11月17日土曜日に開催されました。塩尻をはじめ県内各地で活躍している市民活動団体、一般企業や行政が地域の皆さまへ日頃の活動を紹介するほか、様々な販売、体験や展示等で多くの市民に楽しんでいただきました。

● 最新の情報を知りたい方は以下の情報をチェック！

ホームページ <http://enpark.info/> 情報誌「トトモニ」（HPからも閲覧可）

<お問い合わせ> TEL 0263-53-3350 FAX 0263-53-3362

E-mail collabo@city.shiojiri.lg.jp

3 消費税率の引き上げと軽減税率

1 2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）です。

2 飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

3 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジ導入や受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、軽減税率対策補助金事務局にお問い合わせください。

軽減税率対策補助金事務局

URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222
受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

4 軽減税率制度に関するお問い合わせ先等

軽減税率に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターのほか、最寄りの税務署にご連絡ください。

消費税軽減税率電話相談センター
（軽減コールセンター）

専用ダイヤル 0570-030-456
受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

税務署の連絡先

国税庁ホームページでご確認ください。

また、軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

4 今年も「寄付月間～Giving December～」がはじまります

寄付月間（Giving December）は、NPO、大学、企業、行政などで寄付に係る主な関係者が幅広く集い、寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくるために、12月1日から31日の間、協働で行う全国的なキャンペーンです。

2017年は127の寄付に関わる様々な企画が全国各地で実施されました。

この機会に寄付に関するイベントに参加したり、実際に寄付してみたり、寄付月間についてソーシャルメディアで発信してみたりして寄付について考えてみませんか。

寄付を受けとる側は寄付者に感謝して、きちんと寄付の使い道を報告することを見直すきっかけとしましょう。

寄付月間に参加してみませんか？

寄付月間

検索

<http://giving12.jp/>

欲しい未来へ、
寄付を贈ろう。 

5

長野県では、

「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」

をスタートしました！

◆ 社会貢献職員応援制度とは？

長野県職員が、地域に飛び出し、自らの知識やスキルを活かして、地域や社会に貢献する活動に積極的に参加することを応援する制度です。活動に参加する際の許可基準の明確化を図り、職員の意識啓発や活動に参加しやすい職場環境づくり等を行います。

このような活動をとおして得た「学び」を、職務遂行や行政サービスに活かすことも目指しています。

許可要件（報酬を得る場合）	
地域的、社会的貢献活動であって右の要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間外、休日等に活動すること ○活動団体との間に特別な利害関係が生じるおそれがないこと ○営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動等でないこと ○報酬額は、社会貢献活動として許容できる範囲内であること

◆ どのような活動をするのですか？

県職員が勤務時間外や休日の時間を利用して、NPO法人をはじめ、公益性の高い地域的、社会的貢献を目指す団体の活動に主体的に参加するなどにより、まちづくり、自然保護、スポーツ指導、学習支援など様々な活動に取り組むことを想定しています。

職場の応援があるから
NPO活動に
参加しやすくなりました。



制度についてのお問い合わせ先

総務部人事課

電話：026-235-7031（直通） FAX：026-235-7395
E-mail：jinji@pref.nagano.lg.jp

◆ NPOの皆さまへのお願い

県職員の参加を希望する活動をご紹介ください。

県職員の参加を希望する取組の情報提供先

県民文化部県民協働課

電話：026-235-7189（直通） FAX：026-235-7258
E-mail：kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

大切な人を守るため

いのち支えるよりそいを

- 変化に気づけるよう、普段からのふれあいを
- 「いつもと違う」と感じたら、声をかけ、話を聞き、相談窓口へつなぎ、見守りをお願いします。

【相談窓口】 詳しくは

長野県自殺予防

検索

気づき

傾聴

つなぎ

見守り